

「倉敷市地域防災計画（修正案）について」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市地域防災計画（修正案）について」で、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数

0件

2 意見を募集した案件

意見募集時の公開資料については、次ページ以降をご覧ください。

3 今後の予定

倉敷市地域防災計画（修正案）を倉敷市防災会議に上程し、承認を得た後、公表します。

4 意見募集期間

令和6年11月25日（月曜日）～令和6年12月22日（日曜日）

（担当課）

倉敷市 総務局 防災危機管理室 危機管理課

倉敷市地域防災計画修正案の概要について

1 計画修正の考え方

国の防災基本計画の修正、関係機関（県、地方気象台等）からの当市計画に対する意見、南海トラフ地震対策の強化の必要性、当市の実情等を踏まえ、修正を行うもの。

2 主な修正内容 【】内のページ数は修正原案（見え消し）におけるページ

(1) 最近の施策の進展等を踏まえた修正

ア 水害対策の強化

道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化【P44】

イ 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供【P114】

(2) 関連する法令の改正を踏まえた修正

災害支援ナースの充実・強化（医療法の改正）【P219】

(3) 令和6年に発生した災害(能登半島地震)を踏まえた修正

ア 被災地の情報収集及び進入方策

無人航空機、衛星インターネット等の活用【P33、P35、P66、P85、P110、P232】

イ 自治体支援

応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化【P64、P218】

ウ 避難所運営

(ア) パーティション、段ボールベッド等の避難所開設からの設置【P113】

(イ) トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮【P111】

(ウ) 保健医療福祉に係る支援者（JRAT、JDA-DAT等）の明確化【P219】

(4) 南海トラフ地震対策の強化を目的とした修正

ア 発災直後に優先的に収集すべき情報、収集方法、報告方法を明記【P239～240】

イ 情報伝達と広報活動の定義付けを行い、それぞれについて実施方法や手段を整理して記載【P248～250】

ウ 南海トラフ地震防災対策推進計画に南海トラフ地震臨時情報発表時には、津波浸水想定区域外に自主避難所を開設すること又は開設の準備をすることを記載【P305～306】

エ 市職員及び市民に対する地震防災上必要な教育について、南海トラフ地震臨時情報に基づく措置の内容等の項目を追加【P317】

(5) 防災体制の基準の変更

(ア) 倉敷市に気象警報が発表された場合、原則、「警戒体制」をとることとしていたが、気象観測データ等を考慮し、状況に応じて「注意体制」とすること。【P68】

(イ) 県の予報区（岡山県南部）に津波警報が発表された場合、全職員が参集する「非常配備体制」とすること。【P237】

(6) 小田川合流点付替え工事完了に伴う修正

基準水位観測所の変更及び基準水位の変更【P75、水防計画 P15、P20】